

国立公園

— National Parks —

Dec. 2022

No.809

■ 外来生物法の改正と外来種対策



National
Parks
of Japan



一般財団法人 自然公園財団

国立公園

2022年12月号No.809

National Parks No. 809 December 2022



CONTENTS

今月のテーマ：外来生物法の改正と外来種対策

- ・外来生物法の改正の内容と狙い
.....環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 2
- ・省庁・機関連携によるナガエツルノゲイトウの対策
.....農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 農村環境対策室 5
- ・栃木県における外来種対策について
.....栃木県 環境森林部 自然環境課 7
- ・大分市におけるアライグマ対策の現状
.....島田健一郎・久々宮弘子・野崎 修 10
- ・日本におけるヒアリの侵入実態および対策.....五箇公一 12
- ・名古屋港管理組合のヒアリに対する取り組み.....高橋祐司 15
- ・アメリカザリガニによる希少水生生物への影響.....荻部治紀 17
- ・都市部におけるアカミミガメ対策とこれから.....片岡友美 19

寄稿 *

フランスの地域自然公園制度と日本の国立公園.....上河原献二 22

連載第42回・江戸川大学国立公園研究所から

価値観vs.科学的管理
～アメリカ国立公園の計画的野焼きを通して見る～.....寺井克之 26

技術情報

既存展示の魅力を拡張するデジタル技術
～環境省箱根ビジターセンター～.....吉田雅之 28

わがまの自然公園

丹波山村.....岡部岳志 30

環境省ニュース..... 32

2022年（令和4年）「国立公園」総目次..... 34

レンジャー便り

アマミノクロウサギとともに歩む未来.....田口知宏 37

一般財団法人 自然公園財団

<http://www.bes.or.jp/publish/np/>



わがまの自然公園 丹波山村

「わがまの自然公園」では、自然公園のその地域ならではの魅力を紹介しています。今月は村全体が秩父多摩甲斐国立公園内にある丹波山村から、地域の見所や取り組みについて紹介します。

写真上：山とともに暮らしてきた丹波山の集落
写真右上：収穫の時を静かに待つ柿の木
写真右下：秋から冬へ。

自然が織りなす幻想的な景色
(写真提供：丹波山村)



新シリーズ パークナビ好評発売中!

支笏湖 浄土平・裏磐梯
奥日光・霧降高原 霧島



「パークナビ」は、日本を代表する風景地「国立公園」を徹底的に楽しむためのガイドブックです。美しい景観や動植物、ハイキングコースを中心に、国立公園の魅力を余すことなくご紹介。新シリーズは持ち運びに便利なA5判となりましたので、ぜひ旅のお供にご活用ください。

発行：一般財団法人 自然公園財団

●A5判・84ページ オールカラー
●定価 本体550円(消費税込)

Amazonからご注文ください。



表紙写真 「幽谷」 吉野熊野国立公園

撮影：山際 實 2011年1月 (第59回 自然公園写真コンクール佳作作品)

フランスの地域自然公園制度と日本の国定公園

滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 教授 上河原 献二

はじめに

フランスの地域自然公園 (Parc naturel régional) 制度は、成功した農村地域振興政策とされている (小林, 二〇一四)。国が指定して自治体が管理するという面では日本の国定公園と似ているが、それ以外では異なっている点が興味深い。そこで本稿では、①フランス地域自然公園制度の概要、②具体例としてのブリエール (Brière) 地域自然公園、③フランス地域自然公園連合 (Fédération des Parcs naturels régionaux de France) に基づく解説した上で、④日本の国定公園制度に対するフランス地域自然公園制度の含意を考察する。

本報告は、二〇二二年九月に行ったフランスにおける現地調査とそれを補完する文献調査並びにイ

ンタビュー対象者への事後確認に基づくものである。九月二日および一三日にブリエール地域自然公園の踏査を行うとともに、九月一三日同公園事務所を訪問して、面接調査を行った。また九月一六日パリ所在のフランス地域自然公園連合事務所を訪問して、面接調査を行った。

フランスの自然公園制度には、地域自然公園以外に、国立公園 (Parc national) があり、国立公園として二〇二二年一〇月時点で二カ所 (フランス本土面積の約一〇%) が指定されている。国立公園は、区域内に行為規制がかかる中核地区 (Espace du cœur) を有する点が、地域自然公園と特に異なる。それらと別に、国家・地域自然保護区がある。地域自然保護区について、環境法典 (Code de l'environnement) は、地域圏政府が、関係土地所有者すべての合意を受けて、指定し、それ

に関する規則を定めると規定している。

なお、本誌「国立公園」においてフランス地域自然公園を紹介した記事に、関山 (一九九七) と瀬田 (一九九七) がある。二五年前のものであるが、当時の状況を知ることができるので、興味深い。

一・地域自然公園制度の概要

二〇二二年九月現在、フランスでは五八カ所の地域自然公園が指定されている (図1)。それらの面積はフランス国土の約一九%を占める。さらに一〇カ所について新たな公園の指定が検討されている (Fontana, 二〇二二)。地域自然公園に関する法制度は、一九六七年の大統領令によって定められ、最初の地域自然公園 Saint-Amand-Rainmes (フランス北部) が一九六八年に発足した (その後



図1 フランス地域自然公園分布図
<https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/decouvrir-les-58-parcs>を上河原改変 (これ以外に海外領土に二つの公園あり)
フランス地域自然公園連合より許可を得て転載

常勤である。

二・ブリエール地域自然公園

ブリエール (Brière) 地域自然公園 (以下「同公園」) は、フランス北西部のブリュターニュ半島の南の付け根に所在し、港湾・工業都市サンナゼールの後背地に当たる (図2)。同公園は、一九七一年にフランスで四番目の地域自然公園として指定され、最も古い部類に属する。サンナゼール駅前のバスターミナルから、同公園の管理事務所の所在する集落近くまで、路線バス (日中毎時ほぼ二本) で三〇分ほどの距離である。

公園区域の総面積は約五・七万 ha で、そのうち湿地 (zones humides) 面積は約二・二万 ha、常時一体化している沼 (marais indivis) は〇・七万 ha である。また二〇一六年調査によると、同公園面積約五万六、五〇〇 ha の内、農牧地は二万六、八〇〇 ha、自然地・林地は二万二、七〇〇 ha、市街地は六、九七二 ha のことであった (Daniën 氏、私信)。なお、沼・農牧地の面積に関しては、後述のとおり水面の範囲が季節で大きく変動すること注意到必要である。

同地域には太古の入江跡に、フランスで二番目に大きいとされる湿地帯が広がっており、そのアシ原の景観は、日本の水郷地帯と類似している。降水量が多い冬は水位が上昇し広大な水面が現れ、夏には水位が下がって湿潤な放牧地となる。

湿地帯 (特に常時一体化している沼) は、中世から続く地域住民の共有制度に属している。湿地帯周辺の住民は、かつては放牧、アシ刈り、飼育、漁業、カモ猟、アシ刈り、燃料としての泥炭採取など多様な生業を通じて湿地帯を活用していた (Millot, 二〇〇四)。観

環境法典の L 三三三二一条は、地域自然公園の要件として、自然的・文化的遺産および景観の価値が高い地域であることを挙げている。また同条は、地域自然公園の役割として、①環境の保護、②区域の管理、③経済的社会的発展、④教育・普及啓発を挙げ、農村地域の持続可能な開発のための地域的な政策革新を目指すとしている。従って、地域自然公園の役割・目的は、日本の自然公園法が挙げる自然公園の目的 (自然の風景地の保護と利用、生物多様性の保全) より幅広く規定されている。

地域自然公園は、地域圏 (region) が、県 (département)・コミューン (commune) 等の関係自治体と協議して締結する憲章 (charte) を国に提出して、環境省による審査を経て、首相名による承認が告示されることにより成立する。憲章の有効期間は、一五年間とされている。その延長は可能であり、それまでの憲章実施の実績および憲章改定案についての環境省による審査に合格すると再認定される。指定取り消しの例もあり、マレ・ポワトヴァン (Marais Poitevin) 地域自然公園は、地域内で合意に

達することができず、一九九六年に指定を取り消された (山本他, 二〇〇九: FPNR, 二〇〇七)。憲章は、①景観等の保護・開発の方針と関係者の取組み、②遺産の目録、地域区分とその役割を示す地図、③公園の整備・管理を行う「混合組合」(syndicate mixte) の定款などの付属文書からなる (環境法典 L 三三三二一条第二項)。

地域自然公園は、土地利用規制の権限をもたない。その代わりに、憲章に参加する自治体は、その土地利用計画が憲章に沿ったものとならなければならないと規定されている (環境法典 L 三三三二一条第五項)。

地域自然公園は法人格を有する議長 (président)、憲章参加自治体代表からなる組合評議会 (comité syndical) とその中から選ばれる役員会 (bureau)、事務局からなり、それらが「混合組合」を構成している。日本の「二部事務組合」に近いが、「混合」とは、異なる次元の自治体 (地域圏・県・コミューン等) が参画していることを意味する。評議会は、予算をはじめとする事項についての意思決定を行う。議長、評議員は非



図2 ブリエール地域自然公園区域図
ブリエール地域自然公園事務所より許可を得て転載

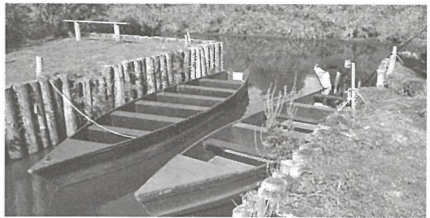


写真1 湿地巡りガイドの舟
撮影：上河原 二〇二二年九月

光客は、小舟に乗ってガイド付きの湿地巡りを楽しむことができる。筆者が利用した一時間コースの料金は、二二ユーロ(約一、七〇〇円)であった(写真1)。

伝統的な生活様式の一部は、藁ぶき民家を改装した博物館で見ることができ。同公園の憲章は、公園の戦略、戦略的目標、別添資料(規程類など)からなり、全体で一五〇頁に及ぶ。戦略の箇所には、「五つの展望(ambitions)」が規定されている。その第一は土地利用と景観の管理、第二は生物多様性の保護、第三は集水域の水の管理、第四は環境保全型の農業・観光の推進、第五は環境学習・教育の機会の提供となっている。

同公園の区域の湿地は、ラムサール条約の登録湿地となっている。また公園区域内には、合計八三六haの地域自然保護区(Reserves

naturelles régionales)が三方所指定されている。同保護区の管理は常時一体化している沼にある二カ所についてはブリエール湿地のコミュニティの連合体(Commission syndicale de Grande Brière Motière)に、観察舎を有するもう一カ所については同公園に委託されている。同公園内の自然保護区では、狩猟と漁業が禁止されており、また一般来訪者による立ち入りは一部のみ認められている。

公園の組合評議会(Comité syndical)の構成は、地域圏代表(七名各四票計二八票)、県代表(七名各四票計二八票)、二三のコミュニティ代表(各一票ただし内三名は二票計二六票)、三つのコミュニティ間協力公施設法人代表(四名七票)、流域水利管理組合代表一名一票、オブザーバー五名である(二〇二二年三月現在)。基本的には票決を避けてコンセンサスにより決議していることであった(Damien氏、私信)。二〇二二年度通常予算は約三〇〇万ユーロ(約四・二億円)である。予算分担率は組合の定款第七条により、地域圏が四一%、県が四一%、コミュニティ等が一八%を分担すると



写真2 ブリエール地域自然公園管理事務所
撮影：上河原 二〇二二年九月

規定されている。インタビュによると、事業を行う際には、通常予算とは別に、EU・国・企業などから資金提供を受けることであった。同公園の管理事務所(写真2)は、インタビュによると、長期雇用職員二〇名と、有期雇用の職員二〇名を有する。

三. フランス地域自然公園連合

フランス地域自然公園連合(以下「連合」)は、環境法典L三三三四条に根拠を有している。同条は連合の役割として、①地域自然公園全体の代表者、②地域自然公園ネットワークにおける情報交換の促進、③地域自然公園の活動の広報、④国及び国際レベルにおける代表、⑤地域自然公園の指定と改定の手続において協議を受けること、⑥各地域自然公園への助言を規定している。

連合は、非営利社団法人

これを機に、研究者を含めた国定公園関係者とフランスの地域自然公園関係者との情報交換が進むことを期待している。この関心のある方は上河原(kamigawarak@ses.usp.ac.jp)までご連絡いただきたい。

謝辞

ブリエール地域自然公園(Jean-Patrice Damien氏およびElisa Tuillion氏、連合のClara Fontana氏およびThierry Mougey氏)には、面接調査および事後の事実確認に協力いただいた。Reserves Naturelle de FranceのEmmanuelle Sarati氏には、Fontana氏を紹介いただいた。記して感謝する。なお、本報告に誤りがあれば、それは筆者の責任である。

注

- (1) Prigent, B. (2020) Discover France's 11 national parks. <https://infrance.fr/en/news/article/france-11-national-parks>. 二〇二二年一月二十五日参照。
- (2) この図に示されているもの以外に、フランスの海外領土に二つの地域自然公園(ギニアムルティニク)がある。
- (3) <https://www.reserves-naturelles.org/marais-de-briere>. 二〇二二年一月八日参照。
- (4) La Commission syndicale de Grande Brière Motière et le Syndicat mixte du Parc naturel régional de Brière. L'essentiel du plan de gestion 2019-2024.

四. 日本の国定公園制度に対する含意

日本の国定公園制度は、一九五七年に成立した自然公園法によって導入された。それは、フランス地域自然公園制度とは異なり、国立公園制度を準用する形で土地利用規制制度をもっている。それ以外では、フランス地域自然公園制度と比べて、脆弱な点が多い。①フランス地域自然公園の憲章は、公園の目指すべき方針やそれに向けての各主体の役割が書かれている。他方で国定公園の公園計画は、土地利用規制計画と利用施設配置計画が主である。「基本方針」の大半は当該公園の自然特性の記述に

(association)として登記されており、定款(statuts)を有している。総会、役員会、議長、委員会、調査研究評議会、分担金などの仕組みは、定款によって定められている。総会は、地域圏政府、県政府、コミュニティ等の代表から構成され、年二回開催される。総会議長は、各地域公園の議長の中から選ばれ、役員会は総会構成員の中から選ばれた一八名から構成され、年に六回開催される。事務局は、事務局長を含め専門職員二〇名を有し、その他八名のパートタイム職員がいる。インタビュによれば、憲章作成・改定作業支援は重要な役割であり、担当する職員が二名置かれている。連合の二〇二二年度通常予算は約三八〇万ユーロ(約五・三億円)である。内訳は、国の諸機関からの資金提供が約一六〇万ユーロ(最大は環境省からの約九一萬ユーロ)、各地域自然公園からの分担金が約八六万ユーロ、地域圏からの分担金が約三二万ユーロなどとなっている。

連合は、広報活動として、各公園のマークの共通仕様化、地域自然公園内の農産品・食材・工芸品の宣伝、出版事業などを行っている。

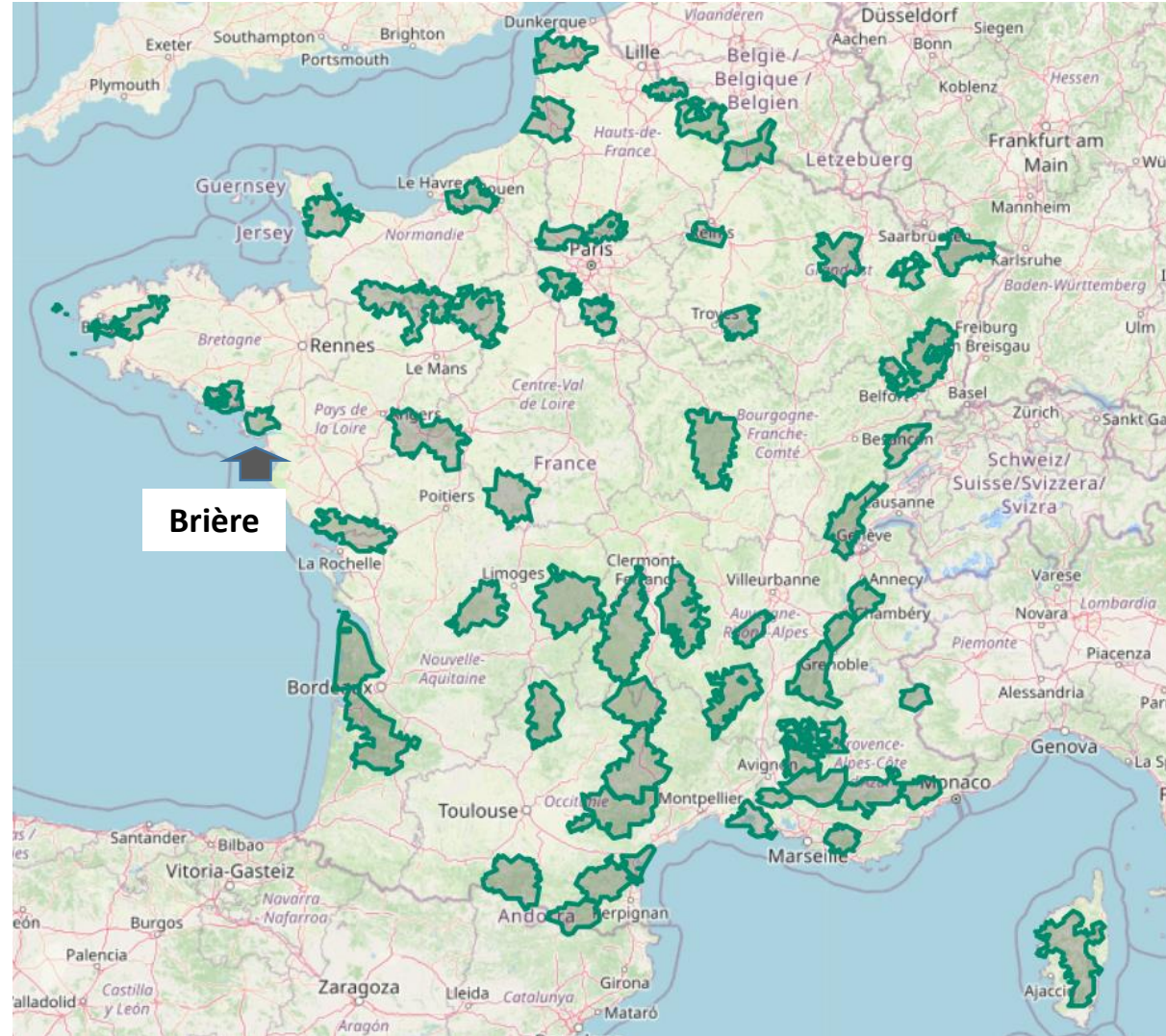
これを機に、研究者を含めた国定公園関係者とフランスの地域自然公園関係者との情報交換が進むことを期待している。この関心のある方は上河原(kamigawarak@ses.usp.ac.jp)までご連絡いただきたい。

参考文献

- Fontana (2022) The Regional Nature Parks of France. v. September 2022.
- Chaplain, M.H. (2020) *Littéraire gourmand dans les parcs naturels régionaux*. Broché, 248 pages.
- 小林国之(二〇一四)フランス農業振興政策における地域振興主体としての地方自然公園制度の意義。北海道大学農経論叢 六九、一―一七。
- Millot, G. (2004) *Brière - pays d'entre terre et mer*. Hengoum, 191 pages.
- Parc naturel régional de Brière. 2014. Charte 2014-2016.
- 岡山和敏(一九九七)フランスの地方自然公園を訪ねて。国立公園 五五、一―二六。
- 瀬田信哉(一九九七)フランスにおける自然公園とグリーン・ツーリズム(後編)。国立公園 五五、九―一八。
- Vincens et Pirovano, F. (2016). *Des Paysages Et Des Hommes - Découvrir La France*. Delattre livres, 1134 pages.
- 山本美穂、古井戸宏通(二〇一七)フランスの地域自然公園(PNR)制度。島山武道他編、イギリス国立公園の現状と未来。北海道大学出版会。pp. 三三三―三五六。

上河原 献二 ●かみがわら けんじ
一九八四年環境庁入庁。環境大臣秘書官、自然環境局総務課長等を経て、二〇一三年より現職。
二〇一五年に外来水生植物管理調査のためブリエールを訪れたのが地域自然公園との最初の出会い。

Figure 1 Regional Natural Parks of France



Modified by Kamigawara based on <https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/decouvrir-les-58-parcs>.

There are two other parks in overseas territories of France.

Reprinted with permission of the Federation of Regional Natural Parks in France.

Figure 2 Map of the Brière regional natural park area



Reprinted with permission of the office of the Brière regional natural park.

Figure 3 A boat for a guided tour in the marsh



Kenji Kamigawara September 2022

Figure 4 The Brière regional natural park office



Kenji Kamigawara September 2022